

畑作物共済

かぼちゃ



畑作物  
共済

# かぼちゃ



皆様の経営安定をお手伝いします!

## 加入条件

- ・露地栽培が加入の条件となります。<sup>※1</sup>
- ・5a以上作付している農家で、すべての耕地の申込みとなります。  
(農業共済組合の組合員の場合 5a未満でも加入頂ける場合があります。詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせ下さい。)
- ・全相殺方式に加入頂くには、概ね全量JA等に出荷していることが条件となります。<sup>※2</sup>
- ・収入保険制度<sup>※3</sup>に加入していないことが条件となります。

※1：ハウス栽培の場合は加入できません。但し、露地とハウスの両方に作付があつて、露地栽培の出荷量が正確に把握できる場合には、露地栽培の面積のみ加入できます。

※2：JA等の出荷資料もしくは青色申告書等から収穫量の適正な確認が必要です。

※3：農産物の販売収入の減少を広く補償する制度です。

## 補償期間

発芽期または移植期（定植期）から収穫するまでの期間です。

## 引受内容

加入方式	全相殺方式	地域インデックス方式
補償割合	8割・7割・6割で選択	9割・8割・7割で選択
補償内容	JA等の出荷実績もしくは青色申告書等により農家単位の収穫量を把握し、減収量（基準収穫量 <sup>※4</sup> －出荷量 <sup>※5</sup> ）がその農家の基準収穫量の2割～4割（支払開始損害割合）を超える被害があつた場合に共済金が支払われます。	農林水産省より公表される農林水産統計を用いて、減収量（基準統計単収 <sup>※6</sup> －当年産統計単収）がその統計地域の基準統計単収の1割～3割（支払開始損害割合）を超える被害があつた場合に共済金が支払われます。
共済金支払いとなる場合	減収量 > 基準収穫量 × 支払開始損害割合 (100%－選択補償割合)	減収量 > 基準統計単収 × 支払開始損害割合 (100%－選択補償割合)

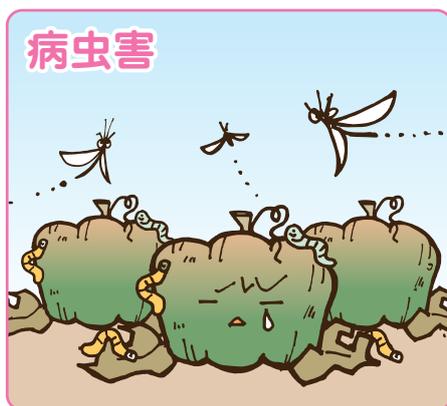
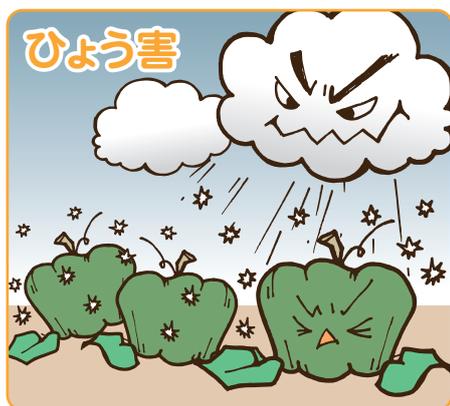
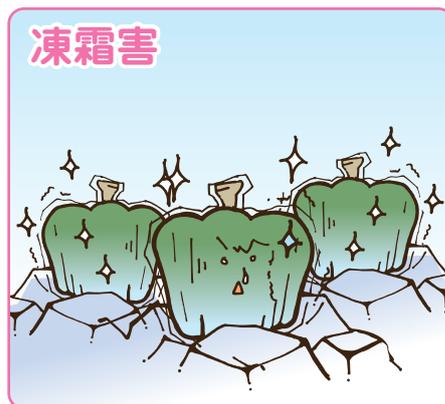
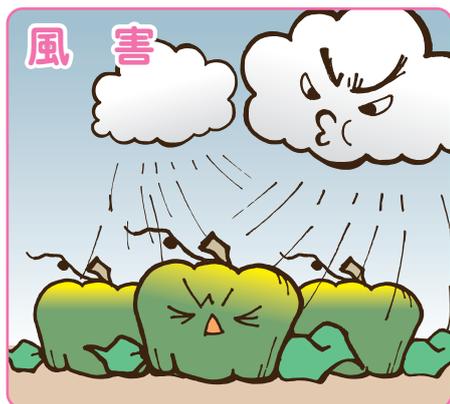
※4 基準収穫量：過去の出荷実績により本年の作付で見込まれる収穫量のことです。

※5 出荷量：農家ごとの総出荷量で自家保有等も含まれます。

※6 基準統計単収：過去の統計地域ごとの収穫実績により本年の作付で見込まれる10aあたりの収穫量のことです。

## 補償対象となる災害

風水害をはじめとする自然災害や病虫害、鳥獣害、地震、火災などが支払の対象となります。



肥培管理の粗放や病虫害防除の不適切など共済事故以外の原因による減収量と共済事故による減収量は分けて評価します。(共済事故以外の原因による減収量は支払の対象となりません。)

**分割評価の事例** 病虫害の発生を確認したが、防除を行わなかった。  
生育が阻害されるほど雑草が生い茂っている。 など

## 共済金額

共済金額  
(補償額)

$$= \text{単位当たり共済金額}^{\ast 7} \times \text{基準収穫量} \times \text{補償割合}$$

※7単位当たり共済金額：1kg当たりの補償金額のことで、地域における過去の平均単価により算出され、年産ごとに変動し、一定の範囲内で選択します。(参考：令和2年産最高額 201.11円)

## 共済掛金

共済金額（補償額）に共済掛金率を乗じた金額で、掛金の55%を国が負担します。

農家負担掛金

$$= \text{共済金額 (補償額)} \times \text{掛金率}^{\ast 8} - \text{国の負担額}$$

※8掛金率（危険段階別共済掛金率）：農家ごとの過去の被害実績に応じて毎年算定します。

※農家負担掛金の納入にあたっては、掛金のほかに事務費賦課金がかかります。

# 共済金の支払

共済金の算出方法は次のとおりです。

## 全相殺方式の場合

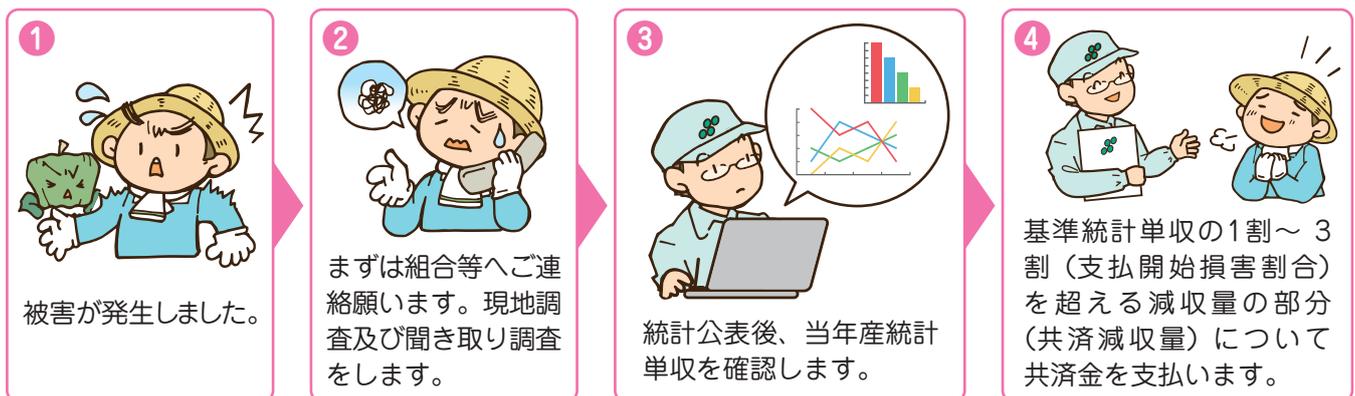


《例》Aさんはかぼちゃ、10aの耕地を3筆作付していて**基準収穫量は3,000kg**です。補償割合は8割（支払開始損害割合**2割**）を選択し、すべての耕地の**出荷量は1,500kg**となりました。支払共済金は次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{共済減収量} &= \text{基準収穫量} - \text{出荷量} - (\text{基準収穫量} \times \text{2割}) \\ 900\text{kg} &= 3,000\text{kg} - 1,500\text{kg} - (3,000\text{kg} \times \text{2割}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{支払共済金} &= \text{共済減収量} \times \text{1kg当たり共済金額} \quad (\text{参考：令和2年産単位当たり共済金額最高額}) \\ 180,999\text{円} &= 900\text{kg} \times 201.11\text{円} \end{aligned}$$

## 地域インデックス方式の場合



《例》Bさんはかぼちゃ、20aの耕地を作付していて**基準統計単収は2,000kg**です。補償割合は9割（支払開始損害割合**1割**）を選択し、公表された**当年産統計単収は1,500kg**となりました。支払共済金は次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{共済減収量} &= (\text{基準統計単収} - \text{当年産統計単収}) \times \text{引受面積} - \text{基準統計単収} \times \text{1割} \times \text{引受面積} \\ 600\text{kg} &= (2,000\text{kg} - 1,500\text{kg}) \times 2(20\text{a}) - 2,000\text{kg} \times \text{1割} \times 2(20\text{a}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{支払共済金} &= \text{共済減収量} \times \text{1kg当たり共済金額} \quad (\text{参考：令和2年産単位当たり共済金額最高額}) \\ 120,666\text{円} &= 600\text{kg} \times 201.11\text{円} \end{aligned}$$

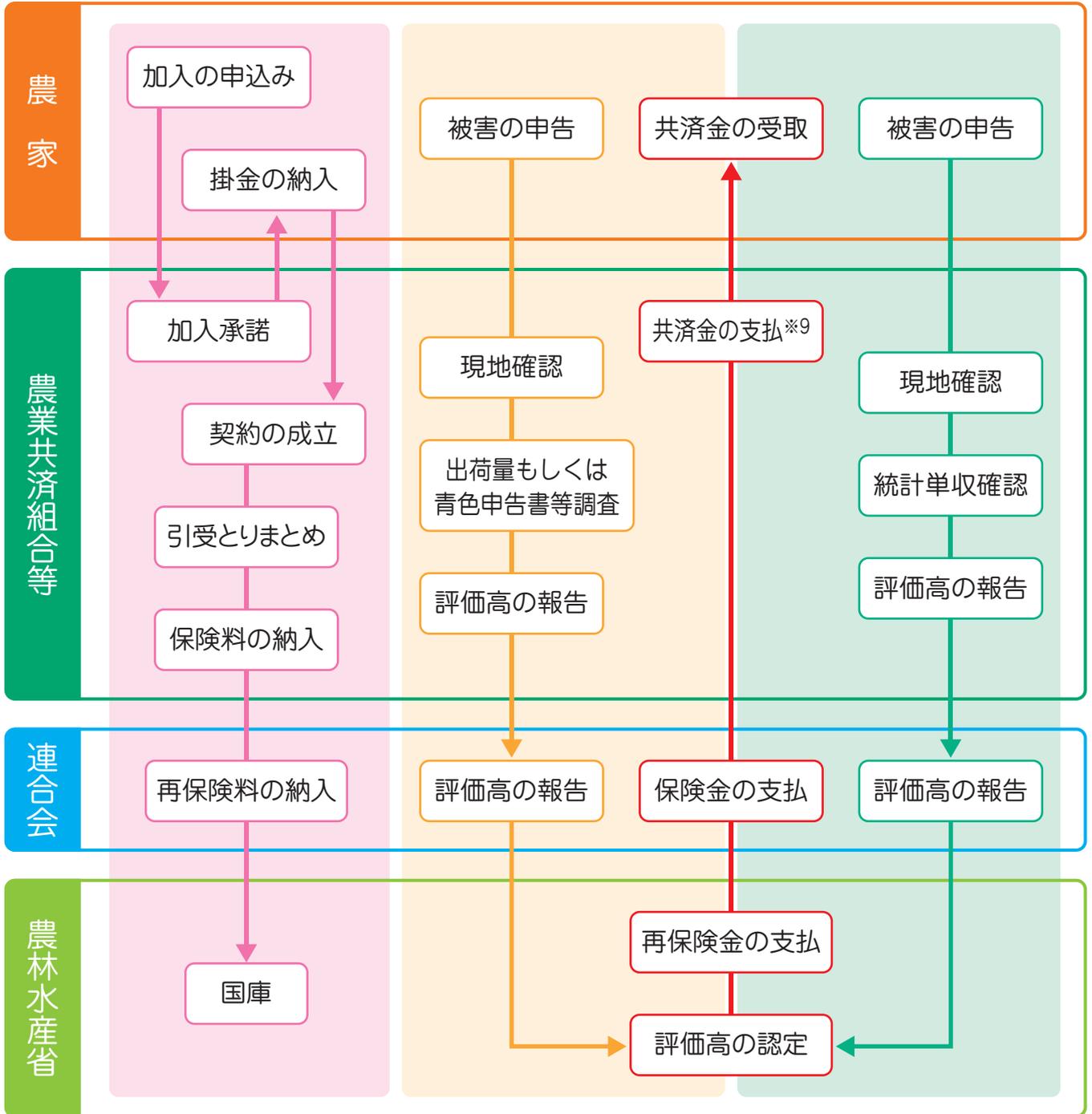
# 加入から支払いまで

共済への加入

被害の発生と共済金の支払い

全相殺方式

地域インデックス方式



※9：青色申告書等で収穫量を確認する場合や、地域インデックス方式については、資料等の確認を行えるのが翌年となるため、支払いも翌年となります。



## 共済関係の成立に関する留意事項

### (1) 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載して頂く「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違が無いこと、既に事故が生じているものでないこと、またはその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告して頂くことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅滞なくNOSAIに通知して頂く「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

### (2) 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。
- ③ NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

### (3) 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

### (4) 解除等における共済掛金等の取扱い

(1)、(2)、(3)の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

**共済関係成立後に交付する加入承諾書で、加入内容のご確認をお願いします。**

- ① 申し込み頂いた内容。
- ② 契約後に通知が必要な事項。
- ③ 補償対象となる共済事故の一覧。

## 金融商品販売法に係る重要事項

### 農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 組合等への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただくようお願いいたします。

### 【個人情報取扱いについて】

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。

個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた上、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

### 【口座振替のお願い】

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## お申し込み・お問い合わせは、下記の農業共済組合等へ

### 【茨城県みなみ農業共済組合】

電話：029-839-0163（農産課）

### 【茨城県西農業共済組合】

電話：0296-30-2900（代表）  
：0296-30-2913（畑作課）

### 【茨城県農業共済組合連合会】

住所：水戸市小吹町942

電話：029-215-8881（代表）

HPアドレス：<http://www.nosai-ibaraki.or.jp/>